

◎新潟県告示第761号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金津(8)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金津(10)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金津(11)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌倉地区	新潟市秋葉区鎌倉 南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鎌倉地区	南蒲原郡田上町大字湯川 新潟市秋葉区鎌倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
惣ヶ沢地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
十二木地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
鍋鉦地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
門前地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元寺(2)地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	土石流
赤羽入地区	南魚沼市芋赤	次の図のとおり	土石流
名木沢川地区	南魚沼市名木沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青田沢地区	妙高市青田	次の図のとおり	土石流
東菅沼川地区	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流
東菅沼沢地区	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流
三ツ俣沢地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流
三ツ俣(1)地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流
三ツ俣(2)地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)